

入札説明書

この入札説明書は、平成31年2月12日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場公告第2号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 田中 義克

2 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場施設等警備業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等 別紙契約書（案）及び業務処理要領のとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構十勝農業試験場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号、平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 芽室町内及びその隣接する市町村（帯広市、清水町、鹿追町、音更町）内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (5) 資格審査の申請をする日から24月以内において、2に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。

なお、4に定める制限付一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中にあるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請により行う。

ア 申請期間 平成31年2月12日（火）から平成31年2月25日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで）

イ 申請様式 別紙2のとおり

ウ 提出先 郵便番号082-0081

河西郡芽室町新生南9線2番地 道総研十勝農業試験場総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

5 契約の条項を示す場所

河西郡芽室町新生南9線2番地 道総研十勝農業試験場総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 河西郡芽室町新生南9線2番地 道総研十勝農業試験場大会議室

(2) 入札日時 平成31年3月13日(水) 午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(2) 最低制限価格

この入札は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第20条第2項の規定により最低制限価格を設定している。

(3) 無効入札

開札の時(落札者の決定前)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(5) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価

格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 道総研十勝農業試験場総務課

イ 所在地 河西郡芽室町新生南9線2番地

電話番号 0155-62-9821

(8) 前金払

前金払はしない。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。